

区役所改革の主な取組

年 月	主 な 取 組 内 容
平成 21 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> *しあわせ倍増プラン 2009 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・「すべての窓口業務を区役所で行えるようにします。(すぐ)」 ・窓口改革・権限移譲 (総括) ・予算 ・組織・人事 ・くらし応援室の設置 ・「区長マニフェストを全区長が策定するようにします。(すぐ)」
平成 21 年 12 月	*区の予算要求にあたり「区運営方針」を作成。区長から直接、財政局長、市長への説明を実施
平成 22 年 2 月	*「さいたま市区役所のあり方検討委員会」の設置
平成 22 年 3 月	*繁忙期 (3 月、4 月) の区役所窓口の休日開設を本実施 (～平成 25 年度)
平成 22 年 4 月	*総合案内業務 (フロアアドバイザー) の委託化
平成 22 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> *「さいたま市区役所のあり方検討委員会」から「区役所のあり方に関する検討報告書」の提出 *行財政改革推進プラン 2010 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所窓口業務等の委託化 ・各区の独自性が発揮できる区政運営 ・区民会議制度の充実 ・区役所窓口サービスの充実 ・春の窓口大混雑の改善 ・感謝の気持ち共有メールの推進
平成 23 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> *区役所業務の拡大・充実 (44 業務) *市民活動団体の認定制度 (コミュニティ会議) から登録制度 (市民活動ネットワーク) に変更 *土木緊急修繕費の限度額拡大 (100 万円→250 万円)
平成 23 年 5 月	*通常期 (5 月～2 月) の区役所窓口の休日開設を試行
平成 24 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> *区役所業務の拡大・充実 (1 業務) *郵送請求処理センターを設置し、郵送請求処理業務の集約及び委託化
平成 24 年 5 月	*通常期 (5 月～2 月) の区役所窓口の休日開設を本実施 (～平成 25 年度)
平成 24 年 11 月	*コンビニエンスストアでの証明書発行開始
平成 24 年 12 月	*窓口申請パッケージ化事業 (パッケージ工房) の一部を委託化
平成 25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> *区長権限の強化・拡大として予算要求権限 (平成 25 年度当初予算編成から)、組織編制権限 (発案権) 及び人事配置権限 (発案権) の付与 *「区制施行 10 周年記念事業」を実施
平成 25 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> *行財政改革推進プラン 2013 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所窓口総合サービスの向上
平成 26 年 4 月	*区役所窓口の休日開設の見直し
平成 28 年 4 月	*さいたま市区の設置等に関する条例改正 区役所の分掌事務を追加
平成 29 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> *しあわせ倍増プラン 2017 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所窓口総合サービスの向上